

# 個人情報保護制度のさらなる充実について

答 申

2003年（平成15年）3月

藤沢市個人情報保護制度運営審議会

## 答申にあたって

藤沢市個人情報保護制度運営審議会は、平成14年5月9日、市長から「個人情報保護制度のさらなる充実について」諮問を受け、10ヶ月にわたって調査審議を行ってきました。

藤沢市の個人情報保護制度は、プライバシーを守ることを目的に、市の機関に対し個人情報の取扱いに種々の制限を加えるとともに、個人に対し開示等を請求することができる権利を設定し、基本的人権としての人格権を保障するため、昭和63年4月に藤沢市個人情報保護条例として施行されました。

施行以来14年が経過するなか、社会情勢は多様化・複雑化し、個人情報保護制度に対する市民の意識も変化してきました。また、藤沢市においては、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図ることを目的として、平成8年9月に藤沢市行政手続条例が制定されました。さらに、平成13年6月には藤沢市情報公開条例の全部改正が行われました。

こうした情勢の変化に加えて、藤沢市ではIT事業に積極的に取り組み、コンピュータを利用して個人情報を取り扱う事務が増えています。このため市政運営に当たりまして、プライバシー保護に関する施策についての見直しを、一層充実させることが求められています。

当審議会では、これらを念頭に審議するとともに、これまで議論された主な項目について平成14年11月18日、市長に中間報告をするとともに、広く市民の方々の意見を伺いました。これらの意見も検討対象として取り入れ、引き続き検討を行い、ここに答申という形でまとめました。

今後、市においては、この答申をもとに早期に条例を改正し、個人情報保護制度のさらなる充実に向けて取り組むよう期待するものです。

最後に、熱心に審議を進めていただいた委員の方々、また、貴重なご意見を寄せていただいた市民の方々に、厚くお礼申し上げます。

2003年（平成15年）3月13日

藤沢市個人情報保護制度運営審議会  
会 長 横 尾 裕 夫

## 目 次

○見直しについての必要性	1
○条例改正に向けての考え方	
1 条例の目的	2
2 基本理念	2
3 定義	3
4 実施機関の責務	5
5 個人情報への取扱いに係る登録	6
6 収集の制限	7
7 目的外利用及び外部提供の制限	8
8 外部提供先への措置要求	9
9 コンピュータの取扱い	9
10 開示、訂正、削除、中止等を請求する権利	10
11 非開示情報の範囲	11
12 部分開示	12
13 裁量的開示	12
14 存否自体を明らかにできない情報	13
15 開示等の請求手続き	13
16 諾否の決定期間延長の上限	14
17 理由付記	14
18 第三者に関する情報の保護手続き	15
19 事案の移送	15
20 手数料	16
21 不服申立て等	16
22 審査会の調査権限	17
23 出資法人の責務	18
24 受託者の責務	18
25 他の法令に定めがある場合との調整	19
26 罰則	19
〈資 料〉	
・藤沢市個人情報保護制度運営審議会開催経過	20
・「個人情報保護制度のさらなる充実について（中間報告）」 に対する市民からの意見	22
・藤沢市個人情報保護制度運営審議会委員	24
・個人情報保護制度のさらなる充実について（諮問）	25

# 見直しについての必要性

## 1 I T 事業との関係

藤沢市は、I T（情報技術）事業に積極的に取り組み、地域情報化を推進しており、すでに多機能 I C カードの利用実証実験や電子自治体推進パイロット事業などを始めている。今後、行政におけるネットワーク化やオンライン化がますます進むにつれて、個人情報保護対策やセキュリティ対策が一層重要となってくる。進展する I T の特性をふまえた個人情報の保護について、規定を整備する必要がある。

## 2 藤沢市行政手続条例<sup>※1</sup>との関係

行政運営における公正の確保と透明性の向上を目的とした行政手続条例の制定を受けて藤沢市個人情報保護条例<sup>※2</sup>も改正したが、必要最小限の改正にとどまっている。手続きの迅速かつ公正な対応を図るため、条例においても、請求手続きや請求に対する決定に関する規定を整備する必要がある。

## 3 藤沢市情報公開条例<sup>※3</sup>との関係

情報公開条例の改正に伴って、条例中、情報公開条例を引用している部分について必要最小限の改正をした。しかし、不服申立てがあった場合の藤沢市個人情報保護審査会<sup>※4</sup>への諮問手続や審査会の調査権限に関する規定などについては未整備のままである。情報公開条例との整合性を図るため、規定を整備する必要がある。

※1・・・藤沢市行政手続条例（平成 8 年藤沢市条例第 1 5 号）。以下「行政手続条例」という。

※2・・・藤沢市個人情報保護条例（昭和 6 2 年藤沢市条例第 5 号）。以下「条例」という。

※3・・・藤沢市情報公開条例（平成 1 3 年藤沢市条例第 3 号）。以下「情報公開条例」という。

※4・・・藤沢市個人情報保護審査会。以下「審査会」という。

# 条例改正に向けての考え方

## 1 条例の目的（条例第1条関係）

条例の目的をそのまま維持することが適当である。

### （説明）

条例第1条は、プライバシーを守るという個人情報保護制度の理念を実現する手段としての、本条例の目的を明らかにするものであり、各条文の解釈運用は本条に照らして行わなければならない。

すべて国民は、個人として尊重されるという憲法第13条に基づく「個人の尊厳」を維持するためには、個人情報を保護することが必要不可欠であるという考え方にたち、実施機関に対して個人情報の取扱いについて種々の制限を加えるとともに、個人に対して自己情報の開示請求権等を保障することにより、基本的人権の擁護に資することを目的としているものである。

一方、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案は、個人情報の利用に配慮しつつ個人の権利利益を保護することを目的とし、個人情報の有用性に重点を置いている。藤沢市は市民に密着した自治体としての性質上、必然的に市民のプライバシーに関与せざるを得ない点が国や県との大きな違いであることから、個人の権利利益の保護に重点を置いた条例の目的をそのまま維持することが適当である。

## 2 基本理念（新規）

より適正かつ円滑な個人情報保護のために、基本理念として個人情報保護の5原則を条例に明記する必要がある。

### （説明）

コンピュータを利用した個人情報の共有化や管理の拡大が進みつつあることや、出資法人が条例の趣旨にのっとり個人情報の取扱いについて規程

を定めていることを考慮すると、個人情報を取り扱ううえでの明確な指針としての基本理念は必要不可欠である。

条例では、解釈運用基準として個人情報保護制度の5原則が示されている。しかし、より適正かつ円滑な個人情報保護のために、基本理念として個人情報保護の5原則を条例に明記する必要がある。

(1) 収集と保管の制限の原則

- ・個人情報の収集、保管の目的の明確化
- ・収集は本人から直接収集し、その内容も必要最小限
- ・人権侵害、社会的差別の原因となる個人情報の取扱い禁止
- ・不必要になった個人情報の保管禁止

(2) 利用と提供の制限の原則

- ・個人情報の利用、提供の際の本人関与
- ・収集目的外の利用、提供の禁止
- ・コンピュータの特性をふまえた利用と提供の制限

(3) 個人参加と信頼確保の原則

- ・開示、訂正、削除、中止等の権利設定
- ・個人情報取扱事務の登録と公表
- ・権利救済手続きの設定
- ・市民に対する啓発と市民参加による公正な制度運営

(4) 適正管理と安全のための保障の原則

- ・正確かつ最新な情報として維持管理
- ・紛失、加工、改ざん、漏えい等に対する防止措置の確立

(5) 責任明確化の原則

- ・個人情報を取り扱うに際しての責任所在の明確化及び責任体制の確立
- ・個人情報管理責任者の設置

### 3 定義（条例第2条関係）

(1) 個人情報

個人情報の定義について、次の内容を新たに盛り込む必要がある。

- ① 他の情報と照合することにより個人が識別できるものを含む。
- ② 事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。

(説明)

① 個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、「特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」という個人識別型と、「特定の個人が識別されるもののうち、一般に他人に知らせたくないと望むことが正当であると認められるもの」というプライバシー型があるが、プライバシーの解釈は人により、また、時代によって変わりうる概念であるため、法的に確定、類型化しにくい。そのため、プライバシーの侵害にあたるか否かを実施機関が判断するに際し画一的に扱われないおそれもあること、また、情報公開条例との整合性を考慮して、従来どおり個人識別型とする。

条例解釈運用基準は、例えば国民年金証書番号のように、他の情報と照合することによって個人が識別できるものも個人情報に含むとしているが、その旨を条例に明記する必要がある。

② 個人事業者に関する情報については、法人等に関する情報に当てはまるとして個人情報から除くと条例解釈運用基準は明記しているが、個人が営む事業に関する情報は法人等に関する情報に該当するとしている情報公開条例との整合性を図るためにも、その旨を条例に明記する必要がある。

## (2) 実施機関

実施機関に藤沢市土地開発公社を加える必要がある。

(説明)

条例は、実施機関として、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会を定めている。今日、行政事務の効率化、合理化を理由に、第三者や特殊法人に事務を委ねることが多くなってきている。また、情報公開条例では、地方三公社（土地開発公社、道路公社、住宅供給公社）に関しては、関係省から「条例により地方三公社を対象にした情報公開制度を設けることについては、地方自治法上、条例は法令に違反しない限りにおいて地方公共団体の事務に関し制定することができ、各公社の設立法もこれを禁じていない」との公式見解が示されたことから、新たに藤沢市土地開発公社を実施機関に加えた。

情報公開条例との整合性を図るため、条例の実施機関として、新たに藤沢市土地開発公社を加える必要がある。

### (3) コンピュータ処理

コンピュータ処理について、新たに定義規定を置き用語の意味を明確にする必要がある。

#### (説明)

条例第11条は、業務を行うに際してコンピュータを利用して個人情報を取り扱う場合には、藤沢市個人情報保護制度運営審議会<sup>※5</sup>の意見を聴かなければならないことを定めている。しかし、コンピュータの利用の形態については規定がなく、どのような場合に審議会の意見を聴かなければならないのか不明確であった。コンピュータ処理について新たに定義規定を置き、用語の意味を明確にする必要がある。

## 4 実施機関の責務（第3条関係・新規）

- (1) 職務上知り得た個人情報を不当な目的に使用してはならない旨の規定を新たに設ける必要がある。
- (2) 職員に対する教育及び研修を行わなければならない旨の規定を新たに設ける必要がある。あわせて市民や事業者に対する意識啓発に努める旨の規定も新たに設ける必要がある。

#### (説明)

- (1) 実施機関の職員は、本来の業務目的以外、つまり職員の個人的な利益のための使用や、他人の正当な権利利益の侵害や公益に反する使用に個人情報を利用してはならない。そのことを明らかにするために、規定を新たに設ける必要がある。

※5・・・藤沢市個人情報保護制度運営審議会。以下「審議会」という。

(2) 条例は、個人情報保護制度に関する教育や研修について、具体的な規定を設けていない。しかし、実施機関の職員が個人情報を不当に取り扱うことのないようにするため、職員に対する教育や研修を義務づける規定を新たに設ける必要がある。また、市民や事業者に対しても、個人情報の取扱いについて意識啓発に努める旨の規定も新たに設ける必要がある。

## 5 個人情報の取扱いに係る登録（条例第7条関係）

- (1) 登録業務は、各実施機関の規則等に基づく「分掌事務」とするよう規定を改める必要がある。
- (2) 登録業務の変更は、変更する前の目的と相当の関連性を有する場合でなければ認められない旨の規定を新たに設ける必要がある。
- (3) 個人情報取扱業務登録簿を一般の閲覧に供さなければならない旨の規定を新たに設ける必要がある。

### (説明)

- (1) 個人情報を取り扱う業務を新たに開始するときやその業務を変更、廃止する場合は、届出をし、その登録を受けなければならないことを条例第7条は定めている。しかし、各登録業務の範囲については、何ら条例に規定がなかった。条例第10条で定める個人情報管理責任者に、行政組織規則等に基づく主管課長を充てていることから、登録する業務の範囲は各実施機関の規則等に基づく分掌事務を根拠とするよう規定を改める必要がある。
- (2) 登録業務の変更については、市の組織改正によって、元の課において登録業務の廃止を届け出て、新たな課で業務の開始を届け出ることになるが、変更前の事務目的と相当の関連性を有すると認められる範囲であれば、変更を行うことができる旨の規定を新たに設ける必要がある。
- (3) 条例第7条は、個人情報を取り扱う業務を新たに開始するときやその業務を変更、廃止する場合は、届出をし、その登録を受けなければならないとなっており、その際には速やかに審議会に報告するととも

に、一般に公表することとなっている。

公表の方法は藤沢市個人情報保護条例施行規則により、告示となっている。自己の情報がどのように取り扱われているか、市民にとってわかり易くするため、運用上は、市政情報コーナーにおいて登録簿を閲覧に供しているが、実施機関の情報管理に対する意識を高めるために、個人情報取扱業務登録簿を一般の閲覧に供さなければならない旨の規定を新たに設ける必要がある。

## 6 収集の制限（条例第8条第2項関係）

本人からの収集の原則に対する例外として、本人の同意に基づき収集するときを追加する必要がある。

### （説明）

条例第8条は、実施機関が登録業務について個人情報を収集する場合は、収集の目的等を明示して本人から直接収集しなければならない旨を定めている。ただし、行政執行上やむを得ず本人以外から収集しなければならない場合もあるため、例外規定として（1）本人以外のものからの収集について法令又は条例の定めがあるとき（2）既に公知の個人情報であるものを収集するとき（3）緊急やむを得ない理由があるとき（4）前3号に掲げる場合のほか、実施機関が審議会の意見を聴いて必要があると認めるとき、を定めている。

本人以外の第三者から当該本人の個人情報を収集することについて、本人が収集目的等を承知して同意している場合には、本人から収集するのと同様と考えられる。また、条例第9条において、目的外利用・外部提供の例外規定として「あらかじめ本人の同意を得ているとき。」を掲げており、収集と利用は表裏の関係にあることから、本人収集の例外規定として、個人情報を本人以外の第三者から収集することについて本人の同意がある場合を追加する必要がある。

## 7 目的外利用及び外部提供の制限（条例第9条関係）

- （1）目的外利用及び外部提供の制限の例外規定にあたる場合でも、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するときは、目的外利用や外部提供が認められない旨の規定を新たに設ける必要がある。
- （2）目的外利用及び外部提供の制限の例外規定にあるとされている法令等に関する規定について、整備を図る必要がある。

### （説明）

- （1）条例第9条は、個人情報収集の目的を超えて利用してはならないという理念に基づき、原則として実施機関内部若しくは実施機関相互における目的外の利用や実施機関以外への目的の範囲を超えた外部提供を制限しているが、その例外として（1）あらかじめ本人の同意を得ているとき（2）法令等に定めがあるとき（3）緊急やむを得ない理由があるとき（4）前3号に掲げる場合のほか、実施機関が審議会の意見を聴いて必要と認めたときを定めている。

この例外規定にあたる場合でも、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないように、適正に行わなければならないことから、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害しない場合に限り、目的外利用や外部提供をすることができる旨の規定を新たに設ける必要がある。

また、審議会が条件を付して承認した目的外利用や外部提供については、目的外利用等を行った後に報告を求めることができる規定を設ける必要がある。

- （2）目的外利用及び外部提供の制限の例外規定にあたる法令等に関する規定について、前者は「法令又は条例の定めがあるとき」、後者は「法令」のみを掲げているが、この条例において統一的に整理する必要がある。

## 8 外部提供先への措置要求（新規）

外部提供先に必要な措置を講じさせる旨の規定を新たに設ける必要がある。

### （説明）

本来個人情報保護条例は、実施機関に対して個人情報の取扱いの原則や手続き等を定めているもので、第三者までを含むものではない。しかし、実施機関以外のものへ個人情報を提供した場合には、提供先に対して本市の個人情報保護条例の適用が及ばなくなってしまうことから、個人情報の漏えいの防止や適正な管理のために、あらかじめ必要な措置を講じさせることができるように、その根拠となる規定を新たに設ける必要がある。

## 9 コンピュータの取扱い（条例第11条関係）

コンピュータによるオンライン結合について、手続規定を設ける必要がある。

### （説明）

条例第11条はコンピュータを利用して個人情報を取り扱う場合は、審議会に意見を聴くことを義務づけているが、その利用の形態については具体的に定めていない。迅速かつ大量に情報の処理が可能であるコンピュータ特有の性質を考慮すると、コンピュータで個人情報を取り扱うことは原則として制限される。

しかし、コンピュータで個人情報を取り扱う必要がある場合は、コンピュータ処理と、コンピュータによるオンライン結合とを別に定め、それぞれの手続規定を設ける必要がある。

10 開示、訂正、削除、中止等を請求する権利（条例第12、13、14、15条関係）

- (1) 請求できる者の範囲について、条例に明記する必要がある。
- ① 代理人からの請求
  - ② 死者に関する情報についての請求
- (2) それぞれの請求権について、実施機関に対する義務規定として改める必要がある。

(説明)

条例は、プライバシーを保護することを目的に、生存する個人に対して自己に関する情報を規律することができる権利を保障している。

具体的には、自己に関する情報の開示を求めることができる開示請求権、自己に関する事実の記載に誤りがある場合に訂正を求めることができる訂正請求権、条例の規定によらないで自己に関する情報が収集された場合に削除を求めることができる削除請求権、条例の規定によらないで目的外利用又は外部提供されようとしているとき又はされている場合に、差止め、中止を求めることができる中止等請求権である。

(1) 請求できる者の範囲

- ① 請求権を行使することができる者は、当該個人情報の本人のみであり、たとえ配偶者や家族であってもできないのが原則である。

本人が未成年者であり判断能力がない場合には、本人の利益保護のために親権者が子に代わって、また、本人が入院等により請求できない場合には、任意代理人がそれぞれ請求することができるよう条例解釈運用基準において認めている。そのため、その範囲をより明確にするために、条例に明記する必要がある。

- ② 死者の個人情報については、死者が開示等請求権を行使することができないため、条例解釈運用基準で「個人」とは「自然人」をいうようになっており、請求の対象としていない。

情報の性質上、死者の個人情報が請求者自身の個人情報でもあると考えられることがあるため、条例解釈運用基準においては死者とある一定の身分関係にある者について、開示等の請求を認めている。そこで、条例解釈運用基準において認めている範囲の者について、

条例にその根拠を明記する必要がある。

## (2) 実施機関の義務

条例は、開示等の請求権を保障する一方で、実施機関のそれぞれの請求に対する義務規定を置いていなかった。そこで、開示請求については、非開示情報が含まれている情報を除いて「開示しなければならない」という開示義務を実施機関に課すこととして、原則開示を明確にする必要がある。

訂正、削除、中止等の請求権についても、理由があると認めるときは、その請求に応じる義務がある旨の規定に改める必要がある。

### 1 1 非開示情報の範囲（条例第12条第2項関係）

非開示情報の項目を細分化し、制限列挙するように規定を改める必要がある。

#### (説明)

条例第12条第2項は、原則開示の例外に関して、開示を拒むことができる情報を（1）法令又は条例の規定に基づき、開示することができないとされているもの、（2）個人の評価、診断、判定、指導、相談、選考等に関するものであって、本人に知らせないことが正当と認められるもの、（3）開示することにより、実施機関の適正な行政執行を妨げると認められるものを掲げている。

不利益処分をする際の基準をできる限り具体的に定め、明らかにすることを義務づけている行政手続条例の趣旨を考えると、開示請求者にとって不利益となる非開示処分を行う場合に、その理由が請求者にとってわかりやすいものでなければならない。そこで、非開示情報の項目を細分化し制限列挙するように規定を改める必要がある。これにより、請求者にとっては、どのような場合に非開示となるか予測することが可能となり、また、実施機関にとっては、開示の諾否に際し判断を適切に行うことができる。

## 1 2 部分開示（条例第 1 2 条第 3 項関係）

現行の部分開示の規定に、非開示情報が請求者以外の第三者の個人情報を含む場合の開示手続規定を改める必要がある。

### （説明）

条例第 1 2 条第 3 項は、原則開示の観点から、開示請求のあった情報に部分的に非開示事項に該当する情報が記録されている場合であっても、全部非開示とするのではなく、非開示事項に該当する部分を容易に区分できるときは、残りの部分については開示しなければならないことを定めている。

できる限り開示の範囲を広げるためには、より詳細に規定する必要がある。具体的には、非開示事項に該当する情報が当該開示請求者以外の第三者の個人情報を含む場合に、当該第三者として識別することができる情報を除いて開示しても、当該第三者の権利利益を侵害しないときは、その部分を区分して開示しなければならない旨の規定を設けて、部分開示に関する規定を独立した条文として改める必要がある。

## 1 3 裁量的開示（新規）

非開示情報に該当しても、請求者の権利利益を保護するために特に必要な場合には、開示をすることができる旨の規定を新たに設ける必要がある。

### （説明）

開示請求については、非開示情報が含まれている情報を除いて開示しなければならないという開示義務を実施機関に課すよう規定を改める必要がある（参照 1 0）。その場合、非開示情報については、開示してはならないことになる。しかし、請求者の権利利益を保護するために特に必要があると認めるときは、開示をすることができる旨の規定を新たに設ける必要がある。

#### 1 4 存否自体を明らかにできない情報（新規）

対象情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否することができる旨の規定を新たに設ける必要がある。

##### （説明）

個人情報の内容によっては、存否を明らかにするだけで、非開示情報を開示した場合と同様の結果をもたらす、請求者以外の第三者の権利利益を侵害したり、事務事業の適正な執行に支障が生じてしまうことから、開示請求のあった対象情報の存否を明らかにしないで、開示の請求を拒否することができる場合の規定を新たに設ける必要がある。ただし、この規定の運用にあたっては、実施機関において誤用や濫用することのないように範囲を限定するなど、慎重な対応が必要である。

#### 1 5 開示等の請求手続き（条例第16条関係）

- （1）請求書に形式上の不備がある場合に、相当の期間を定めて補正をすることができる旨と、補正の参考となる情報を提供しなければならない旨に規定を改める必要がある。
- （2）請求手続きによることなく本人に情報提供できる仕組みを検討すべきである。

##### （説明）

- （1）条例解釈運用基準は、請求書に「書きもれ、誤り等の不備がある場合はその部分を補正するなど指導する」こととしているが、当該請求を放置したり、直ちに却下することのないように、補正を求めることができる旨の規定を条例に明記する必要がある。その際に、例えば請求したい情報の特定について、目録を提供するなど、補正の参考となる情報を提供しなければならない規定をあわせて設ける必要がある。
- （2）開示請求のあった情報の中には、対象情報の性質上、即時に開示をすることができる情報も考えられる。その場合に、書面により請求さ

せることは、請求者の利便性を損なうものであることから、請求手続きによることなく情報提供できるような方法等を検討すべきである。

#### 1 6 諾否の決定期間延長の上限（条例第 1 7 条第 2 項関係）

請求に対する諾否の決定期間を延長する場合に、その期間を明らかにする旨の規定を条例に明記する必要がある。

（説明）

条例第 1 7 条第 2 項は、請求に対する諾否の決定期間を、開示請求については 1 5 日以内、訂正、削除、中止等請求については 4 5 日以内に行わなければならないと義務づけたうえで、やむを得ない理由がある場合には、その期間を延長することができるとしている。しかしながら、延長することができる期間を具体的に明記していない。

行政手続条例が、申請に対する処分に関して標準処理期間を定めるよう努めるとともに、その期間を適当な方法により公にしておかなければならない旨の規定を設け、申請の迅速な処理の確保を図っていることに照らして、条例においても、延長することができる期間を具体的に条例に明記する必要がある。

#### 1 7 理由付記（条例第 1 7 条第 3， 4 項関係）

- （1）不利益処分を行う場合に、その根拠となる条項を明示し、請求を拒否する理由を明確にするよう規定を改める必要がある。
- （2）情報不存在の決定は、非開示決定の行政処分に含まれることを明確にするよう規定を改める必要がある。

（説明）

- （1）条例第 1 7 条第 3， 4 項は、開示等請求者に対して不利益処分を行う場合には、その理由を通知することを義務づけている。不利益処分に関する理由の提示については、行政手続条例が、実施機関の判断の

慎重性を担保し、請求者にとって救済の便宜に資する観点から、拒否する理由を明らかにすることを定めている。そのことから、通知する際には、請求者が十分理解することができる理由及び根拠条文を明確にしなければならない旨の規定に改める必要がある。

(2) 請求された情報が存在しない場合の取扱いについては、条例解釈運用基準には示されているが、条例に規定されていない。情報の不存在については、理由を付して通知するとともに、その通知が行政処分にあたることを明確にするよう規定を改める必要がある。

## 1.8 第三者に関する情報の保護手続き（新規）

請求のあった対象情報に第三者の情報が記録されている場合に、第三者保護のための規定を新たに設ける必要がある。

(説明)

条例解釈運用基準は、請求のあった対象情報に請求者以外の第三者に関する情報が記録されている場合は、必要に応じて当該第三者から意見聴取を行う旨の規定があるが、具体的な手続については何も定められていない。そこで、諾否決定の判断を適切に行うため、また、第三者の権利利益を保護する必要性があることから、第三者保護のための規定を新たに設ける必要がある。

## 1.9 事案の移送（新規）

移送に係る規定やその場合の要件・手続等を明らかにする規定を新たに設ける必要がある。

(説明)

条例解釈運用基準は、請求を受け付ける窓口は、他の実施機関も含めて原則として統一窓口である市政情報コーナーにおいて行っており、対象情

報や実施機関（所管課）を特定したうえで、各実施機関に請求書を送付し、実施機関が請求者に対し諾否の決定を行っている。

開示請求等に対する諾否の決定は、請求を受けた実施機関が行うことが原則であるが、対象情報が他の実施機関により作成されたものであるときや、他の実施機関によることがより適切に判断し得る場合が考えられる。そのため、請求を受けた実施機関が他の実施機関に事案を移送することができる旨の規定を新たに設ける必要がある。あわせて、移送する場合の要件や手続き等を明らかにする規定も新たに設ける必要がある。

## 2 0 手数料（新規）

手数料は無料である旨の規定を新たに設ける必要がある。

### （説明）

条例第18条第2項は、開示の方法は、閲覧、写しの交付又は視聴とし、請求者の求める方法によるものとするとしており、条例第19条で、写しの作成及び送付に要する費用は、請求者の負担とする旨を定めている。このような費用負担とは別に、請求に係る手数料は、現行も無料であるがその旨を条例に定めていない。

手数料が無料であることを明らかにするため、また、情報公開条例との整合性を図るため、手数料は無料である旨の規定を新たに設ける必要がある。

## 2 1 不服申立て等（条例第20条関係）

- （1）不服申立てがあった場合に、審査会へ諮問をしなくてもよい例外規定を設ける必要がある。
- （2）不服申立てをすることができる者の範囲を明らかにしたうえで、その者に対して諮問した旨の通知を義務づける規定を設ける必要がある。
- （3）審査会の審査期間の長期化を防止する観点から、短期間で審査できるような仕組みを検討すべきである。

(説明)

- (1) 条例第20条は、不服申立てがあった場合は、遅滞なく個人情報保護審査会に諮問しなければならないこととなっており、例外規定を設けていない。しかし、形式上の要件を欠いている場合や、不服申立てがあった後に実施機関が諾否決定を取り消し、又は変更して当該請求の全部を承諾する場合は、不服申立人にとって不服申立ての理由がないことから、これらの例外規定を設ける必要がある。
- (2) 条例には、不服申立人に対して諮問した旨の通知をしなければならない旨の規定がない。しかし、審査会へ諮問した後に、不服申立人に対して審査会に対する意見書の提出を求めることから、不服申立人が今後の審理に備える準備期間を確保するために、いつ諮問されたかが重要となってくる。そのため、不服申立てをすることができる者の範囲について明らかにしたうえで、その者に対して諮問した旨の通知を義務づける規定を設ける必要がある。
- (3) 請求拒否処分に対しては、公正かつ迅速な救済が保障されるべきであり、審査会の審査期間の長期化を防止する観点から、期間を短縮することができるような仕組みを検討すべきである。

## 2.2 審査会の調査権限（条例第23条関係）

実施機関は、審査会の調査権限に応ずる義務があることを、条例に明記する必要がある。

(説明)

審査会の調査手続き及び権限については、個人情報保護審査会運営要領中、インカメラ審理（実施機関が請求を拒んだ情報を審査会が直接見分して審理すること）について規定があり、従来から実施機関は請求を拒んだ情報を審査会に提出している。しかし、審査会が的確な判断をするためには、審査会の調査権限に応ずる義務が実施機関にあることを条例に明記する必要がある。

### 2 3 出資法人の責務（条例第29条関係）

出資法人に対する実施機関の関与に関する規定を改める必要がある。

#### （説明）

市と密接な関係にある出資法人は別の法人格をもつ団体であるため、条例上の実施機関とすることは困難であることから、条例第29条は、実施機関に準じた保護措置を講ずるよう規定している。これに基づいて、それぞれの出資法人は、個人情報保護規程を定めて個人情報を取り扱っているが、不利益決定に対する救済措置については、行政不服審査法の適用がない。実施機関が当該出資法人から対象情報を取得することも考えられるが、情報公開条例との整合性を図るために、出資法人に対して、規程の適正な運用などについて指導を行わなければならない旨の規定を新たに設ける必要がある。

### 2 4 受託者の責務（条例第30条関係）

調査・報告など委託先に対する措置を明確にするとともに、委託に伴う手続きについて規定を設ける必要がある。

#### （説明）

条例は、業務を委託する際に、受託者に個人情報を引き渡す際の手続きについて規定を置いていない。また、受託者に対して実施機関がとるべき措置についても具体的な内容を定めていない。

本来実施機関が行うべき業務を委託することが増加していることから、委託に関する手続規定を新たに設ける必要がある。登録業務の目的の範囲を超えた外部提供とは異なり、目的の範囲内であるものの個人情報を外部に引き渡すという点を考慮すると、明確な手続規定を定めるべきである。また、実施機関が業務を委託する際に、実施機関の調査権や受託者の報告義務を契約書に明記し、受託者に対する必要な措置を明らかにすべきである。

## 2 5 他の法令に定めがある場合との調整（条例第 3 3 条第 1 項関係）

他の法令との関係において、どのような場合に条例を適用しないか、より分かりやすく規定を改める必要がある。

（説明）

条例第 3 3 条第 1 項は、他の法令に閲覧・写しの交付・視聴・縦覧、訂正、削除、目的外利用の差止め若しくは中止、外部提供の差止め若しくは中止が認められているものについては、他法令による制度を優先させることとし、この条例を適用しない旨を定めている。

例えば他の法令が閲覧規定のみを設けている場合に、写しの交付を求められたとき、どちらの制度を適用すべきなのか条例上は明らかでない。そこで、情報公開条例と同様に、条例を適用しない場合について明確な規定を設ける必要がある。

## 2 6 罰則（新規）

- （1）実施機関の職員、審査会委員、審議会委員、受託者に対する守秘義務違反についての罰則を新たに設ける必要がある。
- （2）受託業務の処理について、受託従事者が秘密を漏らした場合には、受託従事者を罰するほか、その者が従事する法人に対しても罰則を科す旨の規定を新たに設ける必要がある。

（説明）

条例は、第 3 条で実施機関の職員に対する守秘義務を定め、また、第 3 0 条で受託者に対する守秘義務を定めているが、違反した場合の罰則規定を設けていない。

個人情報を保護するために、その適正な取扱いを確保する必要があることから、守秘義務に違反して個人の秘密を漏らした者に対して罰則を科す必要があると同時に、その者が従事する法人に対しても罰則を科す必要がある。

以 上

# 資 料

藤沢市個人情報保護制度運営審議会 開催経過

会 議	開 催 日	審 議 内 容
5月全体会	2002年 5月 9日 (平成14年)	・諮問「個人情報保護制度のさらなる充実について」
第1回 専門委員会	6月25日	・座長選出 ・審議の進め方について ・課題について
7月全体会	7月11日	・第1回専門委員会の検討内容について
第2回 専門委員会	7月29日	・基本理念 ・定義規定 ・コンピュータ利用 ・実施機関
第3回 専門委員会	8月27日	・条例の目的 ・一般的制限 ・業務の登録等 ・収集の制限 ・目的外利用及び外部提供の制限
9月全体会	9月12日	・第2, 3回専門委員会の検討内容について
第4回 専門委員会	10月 2日	・実施機関の責務 ・事業者の責務 ・市民の責務 ・外部提供の措置要求 ・コンピュータ利用 ・非開示情報 ・代理請求 ・請求に対する決定（事案の移送、第三者保護手続） ・不服申立て（諮問しない場合の規定） ・審査会の調査権限
第5回 専門委員会	10月30日	・外部委託 ・請求手続き（補正指導）

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・大量請求</li> <li>・開示の方法</li> <li>・出資法人の責務</li> <li>・罰則</li> </ul>
11月全体会	11月14日	・中間報告について
第6回 専門委員会	12月18日	・中間報告に対する市民からの意見 について検討
第7回 専門委員会	2003年 1月 8日 (平成15年)	・中間報告に対する市民からの意見 について検討
1月全体会	1月16日	・市民意見の検討結果の報告
第8回 専門委員会	1月29日	・答申（案）の検討
第9回 専門委員会	2月 5日	・答申（案）の検討
第10回 専門委員会	2月14日	・答申（案）の検討
3月全体会	3月13日	・答申（案）の審議、決定

「個人情報保護制度のさらなる充実について（中間報告）」に対する市民からの意見

	意見概要（計 7件）
1	<p>(1) 文書不存在について、新たに規定を追加する必要があるのではないか。</p> <p>(2) 手数料について、無料である旨の規定を追加する必要があるのではないか。</p> <p>(3) 死者に関する個人情報について、条例に明記することを慎重に検討してほしい。その場合、訂正、削除、中止等の請求に準用することについても、十分に検討してほしい。</p>
2	<p>(1) 個人情報取扱業務登録簿について、情報公開条例と同様に閲覧に供すべき規定を設けるべきではないか。また、閲覧に供する方法についても検討してほしい。</p> <p>(2) 外部提供先への措置要求について、具体的にどの範囲まで必要とするのか検討してほしい。</p> <p>(3) 審査会の調査権限について、短期間で審査できるシステムを制度化することはできないのか。</p> <p>(4) 出資法人の範囲について、現在の14団体から拡大する必要があるのではないか。</p> <p>(5) 罰則について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受託者から個人情報を不正に取得した第三者まで罰則を設ける必要があるのではないか。</li> <li>・ 不正に個人情報の開示を受けた者や目的外利用した場合にも罰則が必要ではないか。</li> </ul> <p>(6) 個人情報保護に対する苦情相談体制について、制度化できないのか。</p>
3	<p>(1) 実施機関の職員について、現行条例のままでもすべての職員を包含できているのか検討してほしい。</p> <p>(2) 個人情報の業務登録について、二つの課にまたがることは避けるべきである。</p> <p>(3) 死者に関する個人情報について、開示できる範囲を規定することが必要ではないか。</p> <p>(4) 実施機関の職員に対する個人情報保護制度についての教育・研修を義務づけることが必要ではないか。</p> <p>(5) 受託者の責務について、その内容と手続きを明確にするとともに、契約書の文面を見直すことが必要ではないか。</p>

	<p>(6) 罰則について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施機関の職員と受託者に対する罰則に差を設けることの是非について検討してほしい。</li> <li>・受託者の守秘義務違反に対しては、受託者が法人の場合は法人及び社員の両方に罰則をかけることになるのではないか。</li> </ul>
4	<p>(1) I T化への対応について、改めて審議してほしい。</p> <p>(2) 医療に関する個人情報の取扱いについて、検討してほしい。</p> <p>(3) 個人情報保護制度の浸透度を検証してほしい。</p>
5	<p>(1) 個人情報は保護されなければならないが、一方で、開示請求等の手続きは、利便性を考慮して簡素にすべきではないか。</p> <p>(2) 市民が安心できる住民基本台帳ネットワークシステムを検討してほしい。</p> <p>(3) 請求の際の本人確認について、簡単な方法を検討してほしい。</p>
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施機関の長はじめ特に現場の管理者、一般職員に対する守秘義務と厳しい罰則規定が必要ではないか。同時に管理監督する者に対する研修について、検討してほしい。</li> </ul>
7	<p>(1) 自分の情報がどのように利用されているのか、市民が調べやすいように公表してほしい。</p> <p>(2) 請求の際の本人確認について再検討してほしい。</p> <p>(3) 開示請求をしたとき、郵送による交付では、個人情報が守られているとはいえないのではないか。</p>

## 第8期藤沢市個人情報保護制度運営審議会委員名簿

(任期：2001年11月1日～2003年10月31日)

(50音順)

	氏 名	役 職 名 等
○	朝 廣 純 子	俳句協会役員
☆	安 藤 雅 之	(元)神奈川県職員
☆	猪 狩 庸 祐	藤沢市市民相談弁護士
	小 野 トミエ	(元)神奈川県職員
☆	安 富 潔	慶應義塾大学法学部教授
◎	横 尾 裕 夫	(元)横浜キャリアサービス㈱代表取締役
	横 山 弘 美	(元)藤沢市教育委員会委員

◎会長      ○副会長      ☆専門委員

2002年5月9日  
(平成14年)

藤沢市個人情報保護  
制度運営審議会  
会 長 横尾 裕夫 様

藤沢市長 山本 捷雄

個人情報保護制度のさらなる充実について（諮問）

藤沢市個人情報保護条例は、昭和63年4月1日施行以来14年を経過し、市民の個人情報保護制度への関心も高く着実に浸透してきました。

この間、社会情勢等は大きく変化したなか、貴審議会から御意見等をいただきながら制度の適正な運営に努めてまいりましたが、国においては、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案」が今国会に提出されており、また、昨年6月25日には藤沢市情報公開条例の全部改正を行いました。

このような中で法律案並びに情報公開条例との整合性等を図るとともに、個人情報保護制度のさらなる充実に向けて幅広い角度から検討する必要があるため、藤沢市個人情報保護条例第25条第2項の規定により次の事項について諮問します。

諮問事項 個人情報保護制度のさらなる充実について